

北海道指定外来種の指定状況について

※平成27年12月18日指定
平成28年06月19日施行

指定する種類		本来の生息地又は 生育地	適切な飼養等の方法	特定飼養等施設	指定の理由
分類	種の和名 【科名】				
動物	イノシシ (イノブタを含む) 【イノシシ科】	北海道外(本州以南 及び北アフリカから ユーラシアまで)	ア 当該種の個体の飼養等の状況の 確認及び特定飼養等施設の保守点 検を定期的に行うこと。 イ 特定飼養等施設の清掃、修繕そ の他やむを得ない事情で一時的に 特定飼養等施設の外で飼養等をす る場合には、当該種の個体の適切 な逸出防止措置を講ずること。	個体が野外に出 ない容器又は施 設(移動用施設 を含む。)	本道の生物の 多様性に著し い影響を及ぼ し、又は及ぼ すおそれがあ るため。
	シマリス 〔亜種チョウセンシマリ スに限る 【リス科】	北海道外(シベリア、 ロシア極東部、中国、 朝鮮半島等)			
	ニホントカゲ 【トカゲ科】	北海道外(近畿中部 ・北西部から西日本 まで及びこれらの周 辺島しょ)			
	チョウセンズガエル 【ズガエル科】	北海道外(朝鮮半島、 ロシア極東部及び中 国東北部)	ア 当該種の個体の飼養等の状況の 確認及び特定飼養等施設の保守点 検を定期的に行うこと。 イ 特定飼養等施設の清掃、修繕そ の他やむを得ない事情で一時的に 特定飼養等施設の外で飼養等をす る場合には、当該種の個体の適切 な逸出防止措置を講ずること。 ウ 容器又は施設の水替えをする ときは、ろ過した後には排水する など、個体が野外に逸出し、又は 流出しないようにすること。		
	トノサマガエル 【アカガエル科】	北海道外(本州以南、 朝鮮半島、中国及び ロシア沿海地方の一 部)			
	ダルマガエル 〔亜種トウキョウダルマ ガエルに限る 【アカガエル科】	北海道外(仙台平野、 関東平野、新潟県中 部・南部及び長野県 北部・中部)			
	ニホンヒキガエル 〔亜種アズマヒキガエル に限る 【ヒキガエル科】	北海道外(島根半島、 鳥取県、近畿地方北 部、志摩半島から紀 伊半島中部まで及び 中部地方以東)			
	クロマルハナバチ 【ミツバチ科】	北海道外(本州以南、 朝鮮半島及び中国北 部・中部)			
	オオマルハナバチ 〔亜種オオマルハナバチ に限る 【ミツバチ科】	北海道外(本州以南)			

指定する種類		本来の生息地又は生育地	適切な飼養等の方法	特定飼養等施設	指定の理由
分類	種の和名【科名】				
動物	アメリカザリガニ 【アメリカザリガニ科】	北海道外（北アメリカ南部）	ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 イ 特定飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に特定飼養等施設の外で飼養等をする場合には、当該種の個体の適切な逸出防止措置を講ずること。 ウ 容器又は施設の水替えをするときは、ろ過した後に排水するなど、個体が野外に逸出し、又は流出しないようにすること。	個体が野外に出ない容器又は施設（移動用施設を含む。）	本道の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるため
植物	フランスギク 【キク科】	北海道外（ヨーロッパの温帯地域）	ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 イ 種子の飛散による野外への逸出が生じないよう留意すること。 ウ 根茎部が含まれた栽培土を野外に捨てないよう留意すること。	個体が野外に逸出しないような施設（屋内、管理された庭園・公園等）	
	イワミツバ 【セリ科】	北海道外（ユーラシア）	ア 当該種の個体の飼養等の状況の確認及び特定飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 イ 地下茎の伸長による栄養繁殖や種子の飛散による野外への逸出が生じないよう留意すること。 ウ 地下茎の断片が含まれた栽培土を野外に捨てないよう留意すること。		

※個体には、卵・種子・幼生などを含み、生きているものに限ります。